議案第44号

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9月 9日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第45号)」(以下「法」という。)及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」(以下「府令」という。)等が改正されたことに伴い、法及び府令に準じてみやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年みやき町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年 政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育 給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以 上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ど もをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合 算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。 第3条第1項中「、適切な」を「適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減 について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な」を「正当な」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「特定教育・保育の提供を求められた場合は、」の後に「必要に応じて、」を

加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、同条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項本文中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条におい て同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保 育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号 に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条 第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては 法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定 子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に 改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する 額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教 育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する 場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し た費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に 特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第 2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に 当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用 の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認 定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども に対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについ ては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」 に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども 77,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(その うち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者 である者を除く。) である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受け

る」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条の見出し中「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども 又は教育・保育給付認定保護者」に改め、同項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付 認定子ども」に改め、同項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に 改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」 に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「限る。」の次に「以下」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特定利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」 に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞ れ含む」に、「本章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に改め、同項中「の数を」を「の数は、家庭内保育事業にあっては」に、「をいう。」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「にあっては、その利用定員の数を」を「にあっては」に改め、同項中「附則第4条」を「附則第3条」に改め、同項中「あっては、その利用定員の数を」を「あっては」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同号中「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項に

おいて「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規 定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例 保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、 連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく 困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき は、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者とし て適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する 施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が 適当と認める者を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保 しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉 法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けてい

るもの

第43条第1項中「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。 以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。) | を「特定地域型保育| に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額(当該特定地域 型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規 定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第 2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「掲げる額」に改め、同条第2項 中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額(その額が現に当 該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費 用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっ ては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別 利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法 第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その 額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地 域型保育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定 中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替える」を「法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証

明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」に 改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項中「法第19条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認 定子ども」に、「あっては」を「あっては、」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保 育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用す る。」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30 条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む ものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで (第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。 次条第3項において同じ。)の規定を適用するものとし、この場合において、第39条第2 項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあ るのは「利用の申込みに係る第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、 「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもは除く。以下この章におい て同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育提 供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・ 保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要 性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるの は「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に 関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育 の対象となる法19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条第3項中「前第2項」とあるのは「前項」と同条第4 項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食 事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げる者を除く。)に要する費用」と、同条第 5項中「前各項」とあるのは「第2項から4項まで」とする。」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項中「にあっては」を「にあっては、」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用するものとし、この場合におい

て、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。」に改める。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(特例保育所型事業 所内保育事業者を除く。)」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

》(CETNICACE 所有過級人ONC是数主体有事来》)是自任	3 OAT CLOOKING THE GLE FOR THE WIND WILL AND WILL AND THE COLOR OF THE
改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによる。	れ当該各号に定めるところによる。
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育	(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定</u>
<u>給付認定</u> をいう。	をいう。
(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教	(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給
<u>育・保育給付認定保護者</u> をいう。	認定保護者 をいう。
(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教	(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給
<u>育・保育給付認定子ども</u> をいう。	認定子ども をいう。
(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援	(新設)
法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第	
1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。	
(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規	(新設)
定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。	
(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3	(新設)
歳未満保育認定子どもをいう。	
(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する	(新設)
市町村民税所得割合算額をいう。	
(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算	(新設)
<u>定基準子どもをいう。</u>	
<u>(17)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(18)</u> 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する <u>教育・</u>	<u>(13)</u> 支給認定の有効期間 法第21条に規定する <u>支給認</u>
保育給付認定の有効期間をいう。	定の有効期間 をいう。
(19) (略)	(14) (略)

(20) (略)

(21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項 において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項 において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) (略)

<u>(23)</u> (略)

<u>(24)</u> (略)

<u>(25)</u> (略)

<u>(26)</u> (略)

(27) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営

(15) (略)

(16) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) (略)

<u>(18)</u> (略)

<u>(19)</u> (略)

<u>(20)</u> (略)

<u>(21)</u> (略)

(22) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ、適切な

__内容及び

水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>
 - (以下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営

規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

 $2 \sim 6$ (略)

(正当な 理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用 の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に

規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担

その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると 認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供 の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

 $2 \sim 6$ (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者 から利用 の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に

掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子 どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合 は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する 等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内

掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定</u> 保護者 に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子ども に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する 等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条	特定教育	・保育施設は、	特定教育	保育の提	供を求め	られた
場合に	t、	支給認	忍定保護者		の提示す	る支給
認定証	E					

閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・ 保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19 条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付 認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない 保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏ま えて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければな らない。
- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請 が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付</u> <u>認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行 わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある 場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る

	によって、 <u>支給認</u>
定 の有無、支給認定子ども	の該当する法第19
条第1項各号に掲げる小学校就学前子と	ごもの区分、 <u>支給認定の有効</u>
期間 及び保育必要量等を確か	めるものとする。
(支給認定 の申請に係る援助)
第9条 特定教育・保育施設は、支給認定	<u> を</u> 受けていない
保護者から利用の申込みがあった場合に	は、当該保護者の意思を踏ま
えて速やかに当該申請が行われるよう必	必要な援助を行わなければな
らない。	
2 特定教育・保育施設は、支給認定	の変更の認定の申請
が遅くとも <u>支給認定保護者</u>	
期間 の満了日の30日前には行	
わなければならない。ただし、緊急その	D他やむを得ない理由がある
場合には、この限りではない。	
(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
(心身の状況等の把握)	
第10条 特定教育・保育施設は、特定教	
は、支給認定子どもの心身の	
境、他の特定教育・保育施設等の利用状	犬沢等の把握に努めなければ
ならない。	
(1) 24444 (1) (2) (1)	
(小学校等との連携)	ち 四本の担供の処プに呶!
第11条 特定教育・保育施設は、特定教育	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ては、 <u>支給認定子ども</u> につい は他の特定教育・保育施設等において総	

育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども

情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領)
第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 を提供 した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保 育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額 をいう。)の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・ 保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保 育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額 をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとす 情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育<u>(特別利用保育及び</u>特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。) を提供した際は、支給認定保護者

から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した

る。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) (2) (略)
- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認 定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教 育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村 民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未 満であるものに対する副食の提供
 - (ア)法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認 定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令 第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護

る。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。

(1) • (2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

者にあっては、77,101円)

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認 定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修 了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学 校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをい う。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合 にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対す る副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども 又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2 番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認</u>定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>
 - に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護</u>者 に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者

定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかに するとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文 書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による 金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育 に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)の支給を受けた 場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認し 定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特 定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した 特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記 載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対 して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用 する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係 者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部 の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を 図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心 | 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>

に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかに するとともに、支給認定保護者 に対して説明を行い、文 書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による 金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育 に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費 を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた 場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者 に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特 定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した 特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記 載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者 して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用 する支給認定保護者 その他の特定教育・保育施設の関係 者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部 の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を 図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

(J)

身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を 行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた 場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の 必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、<u>次</u> に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) (略)

	身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、 <u>支給認定</u>
	子ども又はその保護者
	に対し、その相談に適切に応じるとともに、必
	要な助言その他の援助を行わなければならない。
	(緊急時等の対応)
¥	第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を
	行っているときに支給認定子ども に体調の急変が生じた
	場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者
	又は医療機関への連絡を行う等の
	必要な措置を講じなければならない。
	(支給認定保護者に関する市町村への通知)
Ŧ	§19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている <u>支給認</u>
	定子どもの保護者 が偽りその他
	不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとし
	たときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなけれ
	ばならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、<u>次の各号</u>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の

費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、 適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給 付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子ども の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用 を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに 対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保 育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな V)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に 限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の 管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉の

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子ども に対し、 適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって 特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ど も に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
 - 3 (略)

(支給認定子どもを 平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子ども

の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用 を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子ども 対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならな V)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に 限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の 管理者は、支給認定子ども に対し児童福祉法第47条第3 項の規定により懲戒に関しその支給認定子ども

ために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める 等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他

ために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める 等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u> 又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者

の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者 その他

の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教 育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ、適 切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の 必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教 育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事 業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法 第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その 他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質 間若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物 件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関 して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな ければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、 当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定 | 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

の当該 <u>支給認定子ども</u>	の家族(以下この条において「 <u>支</u>
給認定子ども等	」という。)からの苦情に迅速かつ、遃
切に対応するために、苦	情を受け付けるための窓口を設置する等の
必要な措置を講じなけれ	ばならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支 給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事 業に協力するよう努めなければならない。
- 第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その 他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質 間若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物 件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関 して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな ければならない。
- 5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子ども に対する特定 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、 当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子ども に対する特定 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定 教育・保育の提供に関する<u>次に</u> 掲げる記録を整備し、その完 結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育</u> の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) (5) (略)

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>以下</u>この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定 教育・保育の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備し、その完 結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 第12条<u>に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u> の提供の記録
 - (3) 第19条に規定する 市町村への通知に係る記録
 - (4) (5) (略)

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。___この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
 - __の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超 えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供 する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費 には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をい う。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前 節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こ ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるの は「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限 る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第 1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総 数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第 3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特定利用保育を受ける者を除く。)」と、同 号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。<u>以下この条</u>において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければな

り 何是教育。体育心政が、第14gの規定により行が何用体育を延供
する場合には、特定教育・保育には特別利用保育 <u>を含むものとし</u>
て、本章
(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。
この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こ
ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるの
は「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限
る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に
掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> 」
とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> 」と、「法第19条第
1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総
数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど
もの区分に係る利用定員の総数」とする
(特別利用教育の基準)
第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 <u>次項</u> において同
じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当
する <u>支給認定子ども</u> に対し、特別利用教育を提供する場

合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければな

らない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供 する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費 には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条 第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に おいて、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに 係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、 「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1 号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号 に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が 定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ (ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ (イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」とする。

らない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供 する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む

ものとして、本章(第6条

第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に
おいて、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1
号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに
係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、
第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子
どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除
く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の

__利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。) <u>の数は、家庭内保育事業にあっては</u>1人以上5人以下、小規模保育事業A型(みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては 6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。所則第3条において同じ。)にあっては 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては 1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業<u>のうち、家庭的保育事業にあっては、そ</u> <u>の</u>利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)<u>の数を</u> 1人 以上5人以下、小規模保育事業A型(みやき町家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)第 28条に規定する小規模保育事業A型をいう。

______)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する 小規模保育事業B型をいう。)

にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第4条</u>において同じ。)に<u>あっては、その利用定員の数を</u>6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業<u>にあっては、その利用定員の数を</u>1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担

_____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要 事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定 に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>教</u> 育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければなら ない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

に係る特定地域型保育事業 の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の

- 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>支</u> <u>給認定保護者</u> に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子ども に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校</u> <u>就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業 の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の 規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村 が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって は、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環 境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければ ならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除 く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保 育が適正かつ、確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に 提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども 園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保 しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である と市町村が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域 型保育事業者については、この限りでない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ど もに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の 適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言そ の他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病 気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合 に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保 育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受

規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村 が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって は、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環 境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければ ならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- く。この項 において同じ。)は、特定地域型保 育が適正かつ、確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に 提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども 園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保 しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難である と市町村が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域 型保育事業者については、この限りでない。
- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子ども に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の 適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言そ の他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病 気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合 に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保 育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受

けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3</u>歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に 掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適 用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所 又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場 所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事 業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う 者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規

けていた支給認定子ども (事業所内保育事業を利用する支給認定子ども にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者 の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

- 4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項 に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の 規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59 条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人 以上のものに限る。)であって、町長が適当と認める者を第1項第 3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置 する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的と するものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条 第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の 3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を 行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているも の
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、みやき町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文 の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると

市町村が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育 事業者については、この限りでない。

- 7 事業所内保育事業 (第37条第2項の規定により定める利用定員が 20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事 業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわら ず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連 携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の 3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と 認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業 者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携 施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際して は、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教 育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な 接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供そ の他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事 業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
543条 特定地域型保育事業者は、 <u>特定地域型保育</u>	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別では、特定地域型保育(特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、
	保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び
を提供した際は、教育・保育給	て準用する第14条において同じ。)を提供した際は、
付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29	者 から当該特定地域型保育に係る利用者が
条第3項第2号に掲げる額	条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業
	地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第21
	する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を打
	•

市町村が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育 事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により 定める利用定員が20人以上のもの

については、第1項本文の規定にかかわら ず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連 携協力を求めることを要しない。

(新設)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際して は、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教 育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な 接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供そ の他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事 業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

特別利用地域型 び第50条におい 支給認定保護 負担額(法第29 業者が特別利用 項第2号に規定 提供する場合に

をいう。) の支払を受けるものとする。
2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、数
育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域
型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - $(1)\sim(3)$ (略)

- <u>あっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。</u>) をいう。) の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給 認定保護者 から、当該特定地域型保育に係る特定地域型 保育費用基準額(法第29条第3項第1号に<u>掲げる額(その額が現に</u> 当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特 定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業 者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項 第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の 額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特 定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号 に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項 において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認</u>定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給</u>付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - $(1)\sim(4)$ (略)
 - (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6)~(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならな

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者 に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 に対して説明を行い、 文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - $(1)\sim(4)$ (略)
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の
 - 費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6)~(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならな

V

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第12条<u>の規定による特定地域型保育</u> の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第19条<u>の規定による</u>市町村への通知に 係る記録
 - (4) (5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17 条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型 保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準 用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども について」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保 育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 V)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次の各号に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第12条<u>に規定する提供した特定地域型</u> 保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第19条<u>に規定する</u>市町村への通知に 係る記録
 - (4) (5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17 条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型</u> 保育事業 について準 用する。この場合において、<u>第14条第1項</u> この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」とあるのは「地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育 を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認</u> <u>定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳</u> 未満保育認定子ども
- ____(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保

中「施設型
給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下
<u>この項において同じ。)</u> 」とあるのは「地域型保育給付費(<u>法第30</u>
条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項にお
いて同じ。)」と読み替える
ものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- - _____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた 利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保

育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育 を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項 の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、 それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条にお いて準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除 く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。 |次条第3項において同じ。) の規定を適用するものとし、この場合 において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第 3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込み に係る第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と 「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもは除 く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第 1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども (第52条第1項の規定により特定利用地域型保育提 供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必 要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用 できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定 する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方 針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中 「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保 護者(特別利用地域型保育の対象となる法19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る 教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29 条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の

	る場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育
含むものと	して、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。
の規定を適	用する。

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3 項中「前第2項」とあるのは「前項」と同条第4項中「前3項」と あるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及 び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げる者を除く。) に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項か ら4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用するものとし、この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教

(特定利用地域型保育の基準)
第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学
校就学前子どもに該当する支給認定子ども に対し特定利
用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域
型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育
を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第 1
項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第1
条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子
ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合
にあっては 当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項
第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型係
育を提供する場合には、特定地域型保育には <u>特定利用地域型保育を</u>
含むものとして、本章の規定を適用する。

育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)

_____」と、同条第3項中「設定する額の支 払を」とあるのは「設定する額の支払を、市町村の同意を得て、」

-	
-	

附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>(法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。</u>)

」と、同条第2項中「<u>(法第27条第3項第1号に</u>規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市町村の同意を得て、」

と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又 は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1 項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9 条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第 2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9 条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2 項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定 教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・ 保育に要した費用の額) 」とあるのは「法附則第9条第1項第1号 イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額 が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該 現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号口に規定する市町 村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大 臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利 用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に 要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1) に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が 現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に 特別利用保育に要した費用の額)及び同号口(2)に規定する市町村

(利用定員に関する経過措置)

第3条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育 を提供する場合においては、第43条第1項中「法第30条第2項第2 号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項 第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法 第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費 用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用 の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する 内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特 別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別 利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別 利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町 村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者

______は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこと ができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわら ず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、 連携施設を確保しないことができる。